

第1号様式(第9条関係)

条例見直し調書

		作成年度	平成26年度	次回見直し予定	平成31年度
条例名		神奈川県看護師等修学資金貸付条例			
条例番号		昭和39年神奈川県条例第40号	法規集	第8編第2章第3節	
所管室課		保健福祉局保健医療部保健人材課			
条例の概要		将来県内において、保健師、助産師、看護師等(以下「看護師等」という。)の業務に従事する有能な人材を育成するため、神奈川県看護師等修学資金(以下「修学資金」という。)の貸付けに関し必要な事項を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 ( 現在でも 必要な条 例か。 )	将来県内において、看護師等の業務に従事する人材を育成、確保するため、修学資金の貸付けに関し定める条例であり、現在でも必要な条例である。			
	有効性 ( 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 )	修学資金貸付者は、大部分が県内就業しており県内の有能な看護人材の育成・確保に有効に寄与している。			平成25年度に卒業した貸付者の県内での就業状況  県内就業者数/ 卒業者数 155人/178人
	効率性 ( 現行の内 容で効率 的といえ るか。 )	修学資金の額、区分、返還方法等については、いずれも適当であり、効率的な事務執行がなされている。			
	基本方針適合性 ( 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 )	神奈川県保健医療計画において、医療従事者の確保対策の推進をしているところであり、修学資金の貸付けを規定する本条例の内容は、基本的な方針に適合している。			
	適法性 ( 憲法、法 令に抵触 しない )	修学資金の貸付け、返還、免除等について規定するものであり、憲法、法令には抵触しない。  なお、法令引用部分に整備を要する規定があるため、改正を検討する。			
	その他				
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。		理 由 等  法令引用部分の規定について改正を検討するが、運用の改善等の必要はない。		
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				